

NPO 法人兵庫子ども支援団体
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(第 6 版)

2021 年 4 月 19 日

目次

はじめに	2
I 対応レベルについて	3
II コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	6
1 家庭での健康観察	
2 事業開始時の健康観察	
3 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	
4 心のケアについて	
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	
6 個人情報の保護について	
7 スタッフの感染症対策について	
III 各活動における感染防止対策	10
1 基本方針	
2 レベル3での基本感染防止対策	
3 レベル2・1での基本感染防止対策	
4 イベント実施時の基本感染防止対策	
5 施設見学や宿泊を伴う活動等の実施について	
IV 新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	13
1 参加者（子ども）・スタッフの罹患が判明した場合	
2 イベント参加者の罹患が判明した場合	
V 新型コロナウイルス感染症患者発生時及び濃厚接触者認定時の活動実施について	14
1 参加者・スタッフの罹患が確認された場合	
2 参加者・スタッフの同居家族の罹患が確認された場合又は濃厚接触者と認定された場合	
VI 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードについて	15

はじめに

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められる状況である。また、新型コロナウイルスの影響により、家庭環境や生活環境など子どもたちを取り巻く環境も大きく変わっているため、感染症対策を十分に行なったうえで事業活動を継続し、地域の子どもたちに支援を途切れることなく提供することも求められている。

本マニュアルの改訂にあたっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、「まん延防止等重点措置」が創設されたことやこれまでに国の専門家会議及び分科会が提言している内容、「新しい生活様式」などを踏まえ、感染レベルについて再度検討を行い、各活動において留意すべき事項についてまとめた。

今後、各活動においては、本マニュアルに沿った運営を行い、可能な限り事業活動を継続し、地域の子どもたちに支援を途切れることなく提供できるようにする。

なお、この取扱いについては、当面の対応指針であり、日々状況が変化しているため、今後変更が生じる場合があるので、適宜、事務連絡等に基づき対応願いたい。

2021年4月19日

兵庫子ども支援団体

基本原則

1. 安全を最優先に考え、発熱・咳などの風邪症状がある参加者をはじめ、疑わしき事案については、原則として欠席とすることにより、参加者同士及びスタッフとの間での接触を避けること。
2. クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、多くの人が「密集」、「密接」での会話や発生が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。
3. 感染者・濃厚接触者等に対する差別的言動がないように、参加者及びスタッフの人権に留意とともに、個人情報の取り扱いにも留意すること。

I 対応レベルについて

対応レベル	兵庫県 対処方針	特措法等における対応	地域の感染状況
レベル4	感染拡大特別期	学校園において分散登校又は一斉休校が実施	生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域かつ、小・中学校等においても感染が多くみられる地域
レベル3	感染拡大特別期	緊急事態宣言発出	生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域
レベル2	感染拡大特別期 感染拡大期Ⅱ 感染拡大期Ⅰ	まん延防止等重点措置指定	生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間、注意を要する地域
レベル1	感染増加期 感染警戒期 感染小康期		生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらない地域（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期Ⅰ	感染拡大期Ⅱ	感染拡大特別期
判断基準 〔新規陽性患者数 (1週間平均)〕	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断
対応の方向性	予防	警戒	制限強化			制限強化

- 兵庫県全域で同一の対応レベルとするのではなく、県内を 10 の地域に分けてそれぞれについて対応レベルを設定する。また、常時、事務所に現在の対応レベルを掲示する。
(東播磨・神戸・阪神南・阪神北・丹波・中播磨・西播磨・北播磨・但馬・淡路)
- 今後、当法人がいずれのレベル対応を行うかは、地域のまん延状況や所轄庁（兵庫県）からの発表・要請内容などを踏まえ、運営委員会で決定する。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

「今後想定される感染状況と対策について」より抜粋

各都道府県で今後想定される感染状況

- 目標** : 医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で、
①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化。
②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。

※感染状況及び対策の検討にあたっては、大都市部と地方部の違いに配慮が必要。

ステージ I 感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

ステージ II 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

P 6の取組及びP 7の取組のうち、黒字の取組を実施

ステージ III の指標

ステージ III 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージ II と比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。

ステージ III で講すべき施策 (P 7) を実施

ステージ IV の指標

ステージ IV 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。

ステージ IV で講すべき施策 (P 8) を実施

3

指標及び目安

以下の指標は目安であり、また、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断していただきたい。また、都道府県独自に積極的な対応を行うことを期待したい。

	医療提供体制等の負荷		②療養者数 ^{注4}	③PCR陽性率	感染の状況			
	①病床のひっ迫具合 ^{注3}				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		
	病床全体	うち重症者用病床						
ステージ III の指標	<ul style="list-style-type: none">最大確保病床の占有率 1/5 以上現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上 <p>※最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。 現時点の確保病床数とは、現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数であり、直近に追加確保できる見込みがある場合はその病床分も追加して確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none">最大確保病床の占有率 1/5 以上現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上	人口10万人当たりの全療養者数15人以上 ※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	10%	15人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。		
ステージ IV の指標	<ul style="list-style-type: none">最大確保病床の占有率 1/2 以上	<ul style="list-style-type: none">最大確保病床の占有率 1/2 以上	人口10万人当たりの全療養者数25人以上 ※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	10%	25人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。		

II コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

I 家庭での健康観察

参加する時は毎回、体温を測り、発熱・咳など、風邪症状がある場合は、参加を控えていただくように保護者及び参加者に周知する。事業によっては、「健康観察表」又は「検温表」を作成し、参加時に毎回持ってきてもらい、健康状態についての情報を共有する。

2 事業開始時の健康確認

- ① 持参した健康観察表を確認し、家庭で事業参加前に検温をしていない子どもに対しては、体温を測定する。その際、腋下体温計を使用した体温計を使用毎に消毒する。
 - ② 学習支援など通年を通して参加者が固定されている事業においては、欠席者を把握し、理由を確認する。
 - ③ 参加者の健康確認を行う。
 - ④ 事業実施中、隨時健康確認を行う。体調がよくない者については、適切に対応する。
- ※ スタッフについても、参加時は自宅で体温を測定し、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、風邪症状がある場合には参加しないように要請する。

3 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

① 基本的な感染症対策

手指で目、鼻、口を可能な限り触らないようにさせるとともに、石鹼での手洗い（来室時やトイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行う。



(参考) フェイスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。フェイスシールドはしていたが、マスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことから、現段階における感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで室内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにします。

② 室内の換気・配席の工夫など

- イ) 可能な限り窓は常時開けておくものとする。それが難しい場合は、休憩時間は必ず換気する。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。また、エアコンを使用する際は、換気扇を作動させることとする。
- ロ) 室内では、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとする。
- ハ) グループによる活動を行う場合は、飛沫を飛ばさないよう、必ずマスクを着用する。
- ニ) マスクの供給不足の状況を踏まえ、手作りマスクの作成・使用を積極的に行う。

(参考) 新型コロナウィルス感染症対策専門家会議「新型コロナウィルス感染症対策の見解」

クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1. 換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはまだ十分にない。

2. 人の密度を下げる

人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らす。

3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクの着用など徹底を図る。

③ 噫食時の注意点

参加者全員が食事前の手洗いを徹底する。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクを着用する。また、嚥食時には、飛沫を飛ばさないよう、会話を控えるよう注意する。嚥食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

④ 清掃・消毒の実施

清潔な空間を保つため、通常どおり清掃を行う。清掃活動の前後には、手洗いを徹底する。

消毒については、参加者やスタッフが利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、実施前と後に消毒液（アルコール製剤等）を用いて清掃を行う。

【参考】（利用するアルコール製剤）

- ・ 机や機器の消毒
　　アルペット NV (SARAYA)
- ・ 手指の消毒
　　ヒビスコール SH (SARAYA)
　　アルペット手指消毒用α (SARAYA)



4 心のケアについて

スタッフを中心としたきめ細やかな健康観察から、参加者の状況を的確に把握し、健康相談の実施等を行い、心の健康問題に適切に取り組む。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しもが感染する可能性があるのであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

6 個人情報の保護について

参加者やその保護者、スタッフから初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

7 スタッフの感染症対策について

スタッフにおいても、参加者と同様に感染症対策に取り組むとともに、毎朝の検温、風邪症状の確認など健康管理を行う。風邪症状等が見られた場合、活動に参加しないよ

うにする。会議等を行う際は、最小の人数にしほること、換気をしつつ広い部屋で行うなどの工夫をとり、全体で情報を共有する必要がある場合は、電磁的方法を活用することも考えられる。

III レベル毎における事業実施方針及び感染防止対策

I 基本方針

レベル3及び4では、子どもの学力維持及び心のケアを行う観点から、学習に関する事業や居場所に関する事業を実施できることにした。ただし、小・中学校での感染拡大がみられ、分散登校や一斉休校が行われている場合については、毎回の参加者が固定されない活動（ビーンズテラス）の実施は見合わせるようにした。

事業の実施が子どもたちの健全な育成に寄与することが予想されるが、開催（実施）時期を柔軟に変更できるものについては、レベル2以下の実施とした。なお、活動地域がまん延防止等重点措置区域に指定されている場合、対面でのミーティングは可能な限り実施を見合わせる。

食材を扱い、喫食が伴う事業については、レベル1での実施とする。ただし、運営委員会の承認を得たものについては、この限りではない。また、活動を実施する市町村で感染が拡大していると認められる場合や所轄庁及び県の保健当局から中止の要請が発出された場合は事業を中止する可能性がある。

対応	明石かがやき	ハイスペース	食育ひろば ひなた	ビーンズテラス	イベントチーム	その他
レベル4	○	○	×	×	×	×
レベル3				○		△
レベル2			○		△	○
レベル1					○	

2 レベル3・4での基本感染防止対策

- ① 感染症発生時に接触者の割り出しを容易にするために、入退室管理表を作成し、毎回入室時に子ども・スタッフ全員が記入する。入退室管理表は1ヶ月以上保管する。
- ② 来室時、手洗い及びアルコールを用いた消毒の実施を徹底する。
- ③ 健康観察表を参加者に配布し、活動開始時にスタッフが確認を行う。発熱がある場合は参加させない。（保護者の迎えを待機している間は別室に移動させる。）体温の測定をしていない子どもがいる場合は、その場でスタッフが測り、確認する。
- ④ マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）の着用を徹底する。
- ⑤ 原則として、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。エアコンを使用する際も換気扇を作動させるか、換気扇がない場合は2方向の窓を同時に開けて換気を行う。
- ⑥ 「密集・密接」を避けるために、参加者同士やスタッフ同士が極端に近づかないように配席を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）
- ⑦ 子ども同士の接触を防ぐように指導する。
- ⑧ 原則として、活動時に喫食はさせない。子どもの居場所づくりなどにおいて、喫食を行

う必要がある場合は、向かい合わせにならないように配席を工夫し、喫食中に私語をしないようにする。

- ⑨ 活動前後の消毒を徹底する。また、共同で物品等を利用する場合は、その使用前後に必ず手洗いを行うようにする。そして、使用後速やかに物品等を消毒液（アルコール製剤等）を染み込ませた布巾などで消毒する。

3 レベル2・1での基本感染防止対策

- ① 感染症発生時に接触者の割り出しを容易にするために、入退室管理表を作成し、毎回入室時に子ども・スタッフ全員が記入する。入退室管理表は1ヶ月以上保管する。
イベントなどを実施する場合は、参加者名簿を作成する。
- ② 来室時、手洗い及びアルコールを用いた消毒の実施を徹底する。
- ③ 健康観察表を参加者に配布し、活動開始時にスタッフが確認を行う。発熱がある場合は参加させない。（保護者の迎えを待機している間は別室に移動させる。）体温の測定をしていない子どもがいる場合は、その場でスタッフが測り、確認する。
- ④ マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）の着用を徹底する。
- ⑤ 喫食を伴う活動で調理に参加できるものは、健康観察で特に問題がなく、個人衛生管理基準を満たしたもののみとする。また、調理時の「密集・密接」を防ぐため、調理人数も最低限の人数とする。
- ⑥ 原則として、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。エアコンを使用する際も換気扇を作動させるか、換気扇がない場合は2方向の窓を同時に開けて換気を行う。
- ⑦ 「密集・密接」を避けるために、参加者同士やスタッフ同士が極端に近づかないように配席を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）
- ⑧ 喫食時は、参加者同士の会話を控えさせ、喫食後の歓談時は、マスクを着用したうえで行う。
- ⑨ 活動前後の消毒を徹底する。また、共同で物品等を利用する場合は、その使用前後に必ず手洗いを行うようにする。そして、使用後速やかに物品等を消毒液（アルコール製剤等）を染み込ませた布巾などで消毒する。

4 イベント実施時の基本感染防止対策

- ① 感染症発生時に接触者の割り出しを容易にするために参加者名簿を作成し、イベント当日は参加者名簿を作成する。事前申込制ではない場合は、入退室の時間を記入する。また、参加者名簿は1ヶ月以上保管する。
- ② 入室時に非接触体温計で検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合や風邪症状が見られる場合は参加させない。ただし、非接触体温計は体温測定の正確性に幅が見られるため、必要に応じて、腋下体温計を利用する。その場合は使用毎に体温計の消毒を行

う。

- ③ 参加者には「兵庫県新型コロナ追跡システム」又は「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用を呼びかける。
- ④ 入室時、手洗い及びアルコールを用いた消毒の実施を徹底する。
- ⑤ マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）の着用を徹底する。また、想定参加者×0.5のマスクを会場に用意する。
- ⑥ 原則として、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。エアコンを使用する際も換気扇を作動させるか、換気扇がない場合は2方向の窓を同時に開けて換気を行う。
- ⑦ 「密集・密接」を避けるために、参加者同士やスタッフ同士が極端に近づかないように配席を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）
- ⑧ 共同で利用したものがある場合は、使用後速やかに消毒液（アルコール製剤等）を染み込ませた布巾などで清掃する。

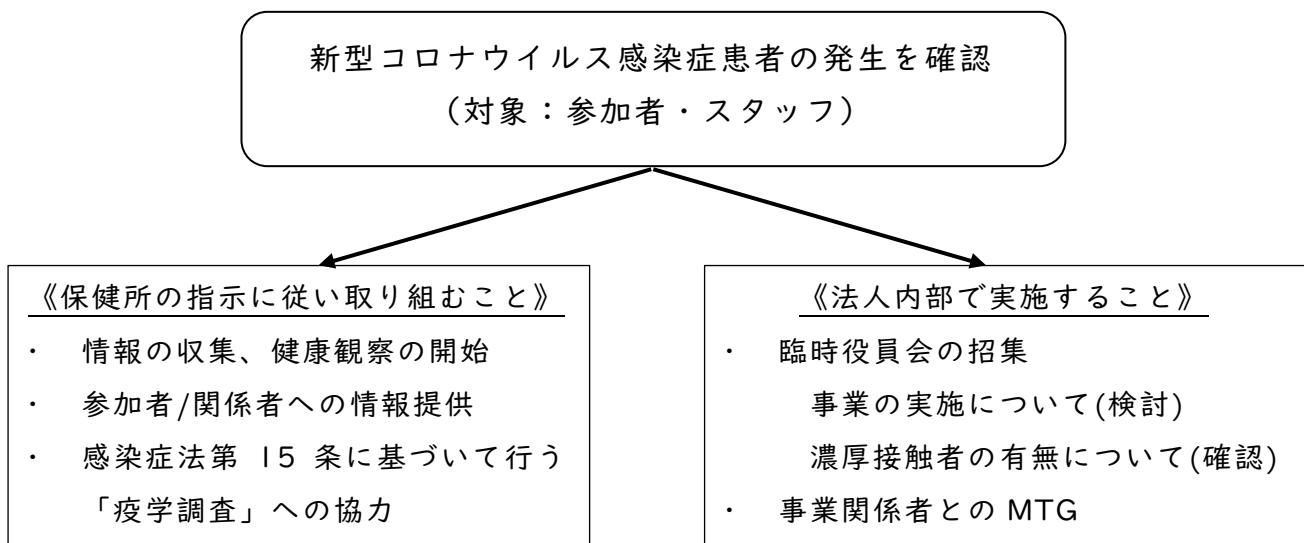
5 施設見学や宿泊を伴う活動等の実施について

- ・ 施設見学や宿泊を伴う活動等を行う場合は最新の注意を払った上で実施を行い、事前に新型コロナウイルス感染症対策をスタッフ間で協議し、保護者に周知することとする。また、レベル3・4ならびにまん延防止重点措置区域に指定されている時には実施しない。
- ・ 宿泊を伴う場合は、食事・入浴・就寝時に不特定多数が触れたものに触れることが考えられる。そのため、前後での消毒や事前指導を徹底する。

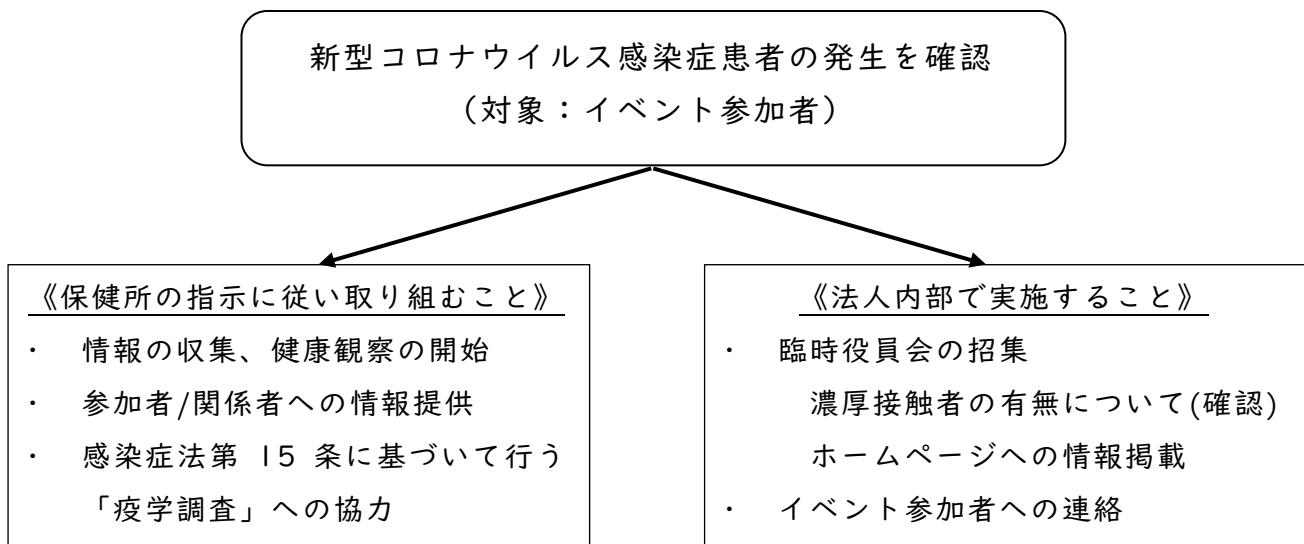
IV 新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について

I 参加者（子ども）・スタッフの感染が判明した場合

基本方針として、参加者及びスタッフの個人情報保護の観点から、ホームページへの情報掲載は行わない。ただし、イベント参加者の感染判明など不特定多数に呼びかける必要がある場合は、ホームページへの掲載を行うが、掲載する情報は必要最低限に限る。また、内部向けの配布文章においても、情報が分からないように最大限の配慮を行うこととする。



2 イベント参加者の感染が判明した場合



感染確認に関するメディア対応は管理部で行う

V 新型コロナウイルス感染症患者発生時及び濃厚接触者認定時の活動実施について

Ⅰ 参加者・スタッフの感染が確認された場合

確認のタイミング	対応
事業実施前・後	感染確認の連絡受領後、臨時役員会を当日中又は翌日までに開催し、活動実施について検討する。なお、判断にあたっては、あかし保健所など関係機関の指示を仰ぐこととする。
事業実施中	感染確認の連絡受領後、速やかに保護者へ連絡を取り、帰宅の措置を講じることとする。その後、臨時役員会を当日中又は翌日までに開催し、次回の活動実施について検討する。

基本的な対応としては、①活動場所のアルコール消毒の実施、②感染確認後、2週間は非接触者のみでの実施とする。

2 参加者・スタッフの同居家族の感染が確認された場合又は濃厚接触者と認定された場合

保健所が定める期間又は新型コロナウイルスの抗体検査等を行い、陰性が確認されるまでは活動への参加を禁止する。また、活動については通常どおり実施をするが、地域及び学校区における感染拡大の状況などを考慮し、保健所の指示に従って対応する。

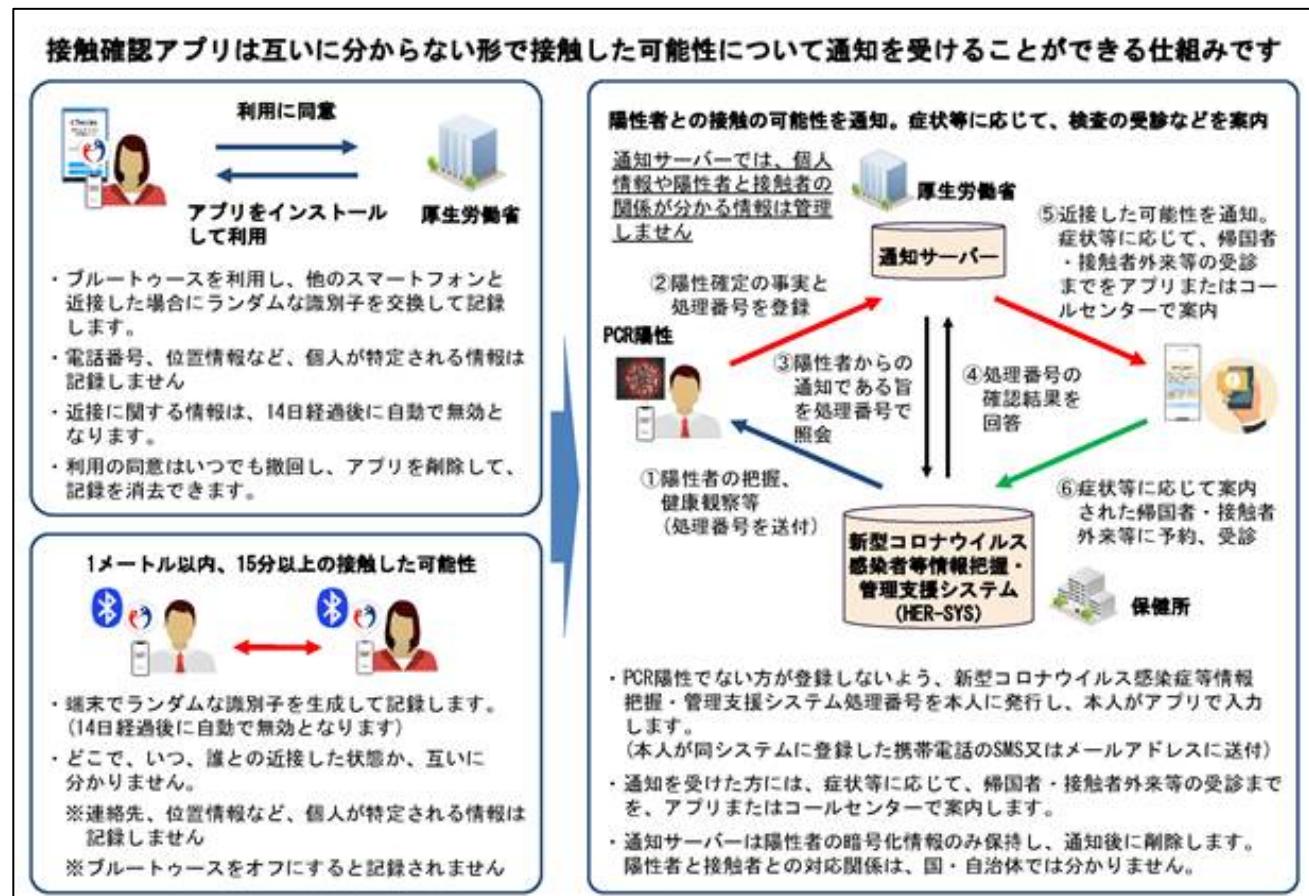
「濃厚接触者」とは（出典：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領）

「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性の高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

VI 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードについて

新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性がある場合に、検査の受診など保健所のサポートを早く受けるために、厚生労働省が配信しているアプリ「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のダウンロードをボランティアやスタッフ、参加者などに推奨する。



参考（入退室管理表）

入退室管理表

日付	名前	入室時間	退室時間	備考
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	
月 日		：	：	

参考（検温表）

健康観察表

日付	体温	症状等	保護者印	担当者印
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			
/	•			

参考（対応レベル一覧表）

年 月 日現在

現在の対応レベルについて

地域	市町村郡	対応レベル
東播磨	明石市・加古川市・高砂市・加古郡稻美町・加古郡播磨町	レベル
神戸	神戸市（東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区）	レベル
阪神南	尼崎市・西宮市・芦屋市	レベル
阪神北	伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・川辺郡猪名川町	レベル
丹波	丹波篠山市・丹波市	レベル
中播磨	姫路市・神崎郡神河町・神崎郡市川町・神崎郡福崎町	レベル
西播磨	相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・揖保郡太子町・赤穂郡上郡町・佐用郡佐用町	レベル
北播磨	西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可郡多可町	レベル
但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡香美町・美方郡新温泉町	レベル
淡路	洲本市・南あわじ市・淡路市	レベル